

審 査 基 準

令和 2 年 2 月 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで又は第 9 号（許可の基準）、質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 5 条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準：新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの欠格事由に該当しない、現実に対該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口へ提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3032)
備 考：